平成２９年（フ）第２８９号
東京都大田区千鳥２丁目27―20―202
債務者　佐藤　康博
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９２号
東京都江戸川区船堀２丁目８－７―103
債務者　金澤　雅幸
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９４号
千葉県柏市豊四季614―８
債務者　松下　昌二
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９５号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目６―10―111
債務者　古田　康恵
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９６号
東京都品川区西大井１丁目11―12―106
債務者　田山　桂子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９７号
神奈川県横浜市神奈川区神之木台41―17―204
債務者　若木　　聡
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０１号
東京都足立区綾瀬７丁目２―30―404
債務者　柳澤　　茜
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０３号
東京都足立区保塚町17―19―205
債務者　伊藤　憲一
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０９号
東京都葛飾区高砂３丁目28―７　第二立花荘10号室
債務者　石川　昇一
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１５号
東京都板橋区坂下２丁目26―15―302
債務者　佐々木美幸
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１６号
東京都豊島区要町１丁目22―３―202
債務者　足立　　淳
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１９号
東京都足立区江北７丁目12―５―403
債務者　佐々木ロセリサこと　ササキ　ロセリサ　スンビロン
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２４号
東京都足立区花畑５丁目12―29
債務者　相良登喜江
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２５号
東京都江戸川区大杉５丁目19―８
債務者　石川　洋子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２９号
東京都府中市白糸台３丁目43―６―705
債務者　山内　郁実
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３０号
東京都墨田区立花１丁目27―６―821
債務者　野澤　厚美
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部